

介護職員処遇改善加算に係る提出書類についての注意事項

1 提出書類

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（愛西市様式 別紙1）
（県指定・指導グループの「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）」の代わりに提出していただく書類）

※定期届出分については加算が変わらない場合も【変更】に○をつけ、異動年月日を記入し、特記事項の変更前と変更後にもそれぞれ介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴを記入してください。

- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（愛西市様式 別紙2 別紙2-1）

（県指定・指導グループの「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1 別紙1-2）」の代わりに提出していただく書類）

※届け出る加算のみ○をつけて記入してください。

- (3) 添付書類

県指定・指導グループの『介護職員処遇改善加算の申請に必要な添付書類一覧』に準じて提出してください。

【注意事項】

- ①愛西市の介護予防・日常生活支援総合事業で新規に介護職員処遇改善加算の届出をする場合、「労働保険に加入していることが確認できる書類」を提出してください。
- ②介護職員処遇改善計画書は、県に提出した届出の写しでもかまいません。ただし、介護職員処遇改善計画書 別紙様式2（添付書類1、2）の「指定権者」に愛西市を、「サービス名」に介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業、第1号通所事業など）を居宅サービスとは別で記載してください。
- ③愛西市に地域密着型サービスの介護職員処遇改善加算の書類を提出する事業所は、提出書類は市に一部にかまいません。（上記、1提出書類(1)、(2)、(3)①愛西市の介護予防・日常生活支援総合事業で新規に介護職員処遇改善加算の届出をする場合、「労働保険に加入していることが確認できる書類」は提出が必要）